

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 28 日 作成

法 令 名：	道路交通法
根 拠 条 項：	第95条の 2 第11項
処 分 の 概 要：	免許証の再交付
原権者（委任先）：	岐阜県公安委員会 (仮免許証の再交付については、岐阜県警察本部長)
法 令 の 定 め：	道路交通法施行規則第21条の 9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、21条の10(現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等)、第29条の 2 の 3 の 2 (更新された免許証の交付等)、第31条の 4 の 3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：	岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 即日 岐阜県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場 即日 警察署 概ね 3 週間 (いずれの場合も再交付申請免許証が岐阜県公安委員会交付のもの、または他県公安委員会交付のもので、当県に転入と同時に申請のもの)
申 請 先：	各運転者講習センター、自動車運転免許試験場及び各警察署
問 い 合 わ せ 先：	岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 各警察署
備 考：	道路交通法第91条又は第91条の 2 第 2 項の規定による、免許の条件の付与又は変更に伴う免許証の再交付の申請先は、各運転者講習センター又は自動車運転免許試験場